

監査基準報告書 800「特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対する監査」の改正について

2025 年 7 月 17 日
日本公認会計士協会

新	旧
監査基準報告書 800	監査基準報告書 800
特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対する監査	特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対する監査
2014 年 4 月 4 日 改正 2020 年 3 月 17 日 改正 2021 年 1 月 14 日 改正 2021 年 8 月 19 日 改正 2022 年 10 月 13 日 改正 2023 年 1 月 12 日 改正 2024 年 9 月 26 日 最終改正 2025 年 7 月 17 日	2014 年 4 月 4 日 改正 2020 年 3 月 17 日 改正 2021 年 1 月 14 日 改正 2021 年 8 月 19 日 改正 2022 年 10 月 13 日 改正 2023 年 1 月 12 日 最終改正 2024 年 9 月 26 日
日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第38号)	日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第38号)
《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略)	《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略)
《Ⅱ 要求事項》 (省 略)	《Ⅱ 要求事項》 (省 略)
《Ⅲ 適用指針》 (省 略)	《Ⅲ 適用指針》 (省 略)
《Ⅳ 適用》 (省 略)	《Ⅳ 適用》 (省 略)
以 上	以 上
・ 本報告書（2022 年 10 月 13 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022 年 7 月 21	・ 本報告書（2022 年 10 月 13 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022 年 7 月 21

新	旧
日改正) - 本報告書（2023 年 1 月 12 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 - 倫理規則（2022 年 7 月 25 日変更） - 本報告書（2024 年 9 月 26 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 - 監査基準報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」（2024 年 9 月 26 日改正） - 監査基準報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」（2024 年 9 月 26 日改正） - 本報告書（2025年 7 月 17日改正）は、次の公表物の公表に伴う追加の修正を反映している。 - 監査基準報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」（2024 年 9 月 26 日改正）	日改正) - 本報告書（2023 年 1 月 12 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 - 倫理規則（2022 年 7 月 25 日変更） - 本報告書（2024 年 9 月 26 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 - 監査基準報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」（2024 年 9 月 26 日改正） - 監査基準報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」（2024 年 9 月 26 日改正）

（省 略） 《文例 1》 （省 略）	（省 略） 《文例 1》 （省 略）
---	---

（注 1）特別目的の枠組みに関する注意喚起は、強調事項であることを示す適切な見出しを付して記載し（監基報706第 8 項(1) 参照）、監査意見と適切に関連付けられるように監査意見の根拠の区分の後に記載することが適切である（監基報706のA16項参照）。また、監査報告書の配布及び利用制限を付す場合には、以下のように見出しを適宜修正し、配布及び利用制限の文章を追加する。 「強調事項－計算書類等作成の基礎並びに配布及び利用制限 注記 X に記載されているとおり、計算書類等は、…（中略）…以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。 本報告書は、[(例) ○○株式会社及び株式会社○○銀行] のみを利用者として想定しており、[(例) ○○株式会社及び株式会社○○銀行] 以外に配布及び利用されるべきものではない。」	（注 1）特別目的の枠組みに関する注意喚起は、強調事項であることを示す適切な見出しを付して記載し（監基報706第 8 項(1))、監査意見と適切に関連付けられるように監査意見の根拠の区分の後に記載することが適切である（監基報706のA16項）。また、監査報告書の配布及び利用制限を付す場合には、以下のように見出しを適宜修正し、配布及び利用制限の文章を追加する。 「強調事項－計算書類等作成の基礎並びに配布及び利用制限 注記 X に記載されているとおり、計算書類等は、…（中略）…以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。 本報告書は、[(例) ○○株式会社及び株式会社○○銀行] のみを利用者として想定しており、[(例) ○○株式会社及び株式会社○○銀行] 以外に配布及び利用されるべきものではない。」
---	--

新	旧
(注2) 一般目的か特別目的かを問わず、準拠する財務報告の枠組みにおいて継続企業の前提に関する注記を行うことが明記されていない場合には、財務諸表に当該注記を行うかどうかは、配布又は利用制限の有無など、財務諸表の作成目的や想定利用者等を加味して判断することになる。この結果、当該注記を行わないこととした場合には、監査報告書において、継続企業の前提に関する必要な注記を行う責任及び当該注記に関する監査人の責任を記載しないことになる。 なお、特別目的の財務報告の枠組みは、継続企業を前提としている場合とそうでない場合の両方が考えられる（監基報570第2項参照）。継続企業の前提が成立していないことが一定の事実をもって明らかな状況においては、特別目的の財務報告の枠組みを清算基準に基づいて策定する場合もある。しかし、多くの特別目的の財務報告の枠組みは、継続企業を前提とした一般目的の財務報告の枠組みをベースに特定の利用者の情報ニーズに合わせてカスタマイズして策定されており、黙示的ではあるものの、継続企業を前提とした枠組みであると考えられる。したがって、特別目的の枠組みにおいて清算基準によることが明示されていない限り、監査報告書において、継続企業の前提に関する経営者の評価及び必要な注記を行う責任並びに監査人の責任を記載することが一般的と考えられる。 (省 略) 以 上	(注2) 一般目的か特別目的かを問わず、準拠する財務報告の枠組みにおいて継続企業の前提に関する注記を行うことが明記されていない場合には、財務諸表に当該注記を行うかどうかは、配布又は利用制限の有無など、財務諸表の作成目的や想定利用者等を加味して判断することになる。この結果、当該注記を行わないこととした場合には、監査報告書において、継続企業の前提に関する必要な注記を行う責任及び当該注記に関する監査人の責任を記載しないことになる。 なお、特別目的の財務報告の枠組みは、継続企業を前提としている場合とそうでない場合の両方が考えられる（監基報570第2項）。継続企業の前提が成立していないことが一定の事実をもって明らかな状況においては、特別目的の財務報告の枠組みを清算基準に基づいて策定する場合もある。しかし、多くの特別目的の財務報告の枠組みは、継続企業を前提とした一般目的の財務報告の枠組みをベースに特定の利用者の情報ニーズに合わせてカスタマイズして策定されており、黙示的ではあるものの、継続企業を前提とした枠組みであると考えられる。したがって、特別目的の枠組みにおいて清算基準によることが明示されていない限り、監査報告書において、継続企業の前提に関する経営者の評価及び必要な注記を行う責任並びに監査人の責任を記載することが一般的と考えられる。 (省 略) 以 上